

# 分科会「ろう人権の歴史」

助言者：野澤克哉／司会：千々岩恵子／記録：内田博幸

こんばんは。野澤と申します。私は7歳で聞こえなくなり、静岡ろう学校小学部から高等部まで学び卒業後2年間独学で勉強し、静岡大学に入学しました。卒業後、東京都の福祉指導員として1965年から2000年3月まで、ろうあ相談員として25年間活動してきました。4万人の相談、支援活動をし、67組の結婚の縁組みをしました。そのうちまくいかず離婚してしまったのは1組だけ、2組目は自分自身かもしれません。(笑)

障害者差別と人権問題についてわたしは今まで3つの法律改正にかかわってきました。

1. 道路交通法 運転免許 2. 銀行から融資を断られる 民法11条 3. みなさんはまだ若いので関係ないと思うかもしれませんが、遺言の問題。この3つの問題について関わってきました。

昭和20(1945)年第二次世界大戦終戦ですよね。戦前聾者が人権の問題を全国で話し合われてきたかどうか私なりに調べつくしましたがまったくありませんでした。戦前はろうあ者が人権問題について主張したり国に働きかけたりすることはぜんぜんありませんでした。そういう障害者が人権を求める権利はほとんど認められませんでした。なぜだかわかりますか? 国や行政の戦前の政策は2つ、「富国強兵」「殖産興業」産めよ増やせよとって、たくさん子どもを産むことが奨励されました。なぜかという軍隊にだすためです。たとえば今は子供は一人か二人があたりまえです。しかし戦前は五人六人の兄弟でしたよね。たとえば4人兄弟なら跡継ぎである長男を残してあとは軍隊にいかされました。長男は家を守るために残されました。跡取りはどんなだめな者でなくても、長男は大事にされ、次男以下は大事にされなかったのです。

また殖産興業という聾者は軍隊に入れませんか。軍需工場などで軍艦や軍需品の生産などが盛んになったおかげで、日本の工業は発展していききましたが、聾者は、侮られており、大きな工場でも働くこともできませんでした。小さな工場でも働くか両親と一緒に農業を手伝うか、夜遅くまで休みも一ヶ月に一度位しかとれないほど働き詰めに働かされました。人権を求めるなどもつてのほか、そのような要求を障害者自身からだそうものなら憲兵につかまってしまい、ひどいめにあったのです。社会参加も選挙権もない状態でした。

1945年戦争に負けた後少しづつ状況が変わってきました。日本でろうあ協会できたのは昭和23年。それまで日本にはろうあ協会が5つありましたが、その会長は全員聴者で、ろう学校の校長でした。戦後、昭和23年に財団法人に日本ろうあ連盟が設立され、社団法人として認められたのが、昭和25年でした。はじめの頃は社団法人としても認めてもらえませんでした。昭和40年までは全日本ろうあ連盟は設立されていましたが、国民の暮らしはまだまだ苦しくて家もないし、良いサービスも少なかったです。昭和23年から昭和40年までは「お願い運動」の時代でした。何かというと、電車の切符を割り引いてもらおうとか、障害者年金をもらおうとか税金を割り引いてもらおうなどのお願いです。昭和40年を境に徐々に変わってきました。

なぜかという、昭和40年からろうあ連盟青年部の「全国討論研修会」の活動が始まり、弁護士松本氏や高田氏や安藤氏や板橋氏が活動に入られて、耳が聞こえないのは自分の責任ではない、『権利要求運動』を展開しました。ろうあ者として生きていく。聴者に従う必要は無い。聾者としての自覚を持って運動し。国は手話通訳を養成するとか情報提供施設という運動を始めたのが昭和40年です。だんだんと変わってきたのです。その中で三つの差別法をなくす運動があったわけです。



助言者 野澤克哉氏

1つは昭和42（1968）年から始まった「運転免許取得運動」道路交通法88条に『耳の聞こえないもの、口のきけないもの、目の見えない者には、運転免許を与えない』とありました。三年前にこの項目はなくなりましたが、まだまだ条件付き交付の状態です。これはまた後で話します。

昭和40年ろうあ者の権利要求運動が始まり、その頃日本経済も高度経済成長時代で、ろうあ者も農業をやめて何か仕事に着きたいと言う人が増えてきました。東北のろう学校を卒業した、北海道のろう学校を卒業した、地方から東京に仕事のために上京する人が増えてきました。東京や大阪など大都市へ、田舎のろう学校を卒業したろうあ者が集まってきました。だから、東京に例えば宮城県ろうあ県人会、山形ろうあ県人会、宮崎ろうあ県人会が40ありました。ろうあ者も農業をやめ上京してくる人が多かったからです。農業も機械化されていきました。田畑を耕す耕耘機は免許が必要ですか？不要ですか？どちらでしょう？免許は必要なんですよ。田んぼの中で乗る時は関係ないのですが、家から田畑まで5分、10分位離れている時に、一般の道路を免許無しに耕耘機で走るとこれが違反なんです。だからといって聾者は免許がないから手作業のままでは、聴者に負かされてしまいますよね。

また昭和40年頃のろうあ者の職業は小さな印刷所などをする人が多く、手作業での写植（印刷のための文字を彫った小さな版をならべる）で印刷するのですが、たくさん印刷したら運ぶ時にどうしますか？車の免許は無いですよ、タクシーでは高過ぎるし、兄弟にいつも頼んで助けてもらうわけにもいきませんよね。やはり運搬用に運転免許が必要です。また、仕立て屋もたくさんいました、背広1着は軽いですが、材料にする布を反物といますがこれは重いんですよ、一人で二反運ぶのもやっとなんです。免許証がなければ聴者とはりあうことができないです。だから免許がとてもほしかったのです。

その時ここ宮城県の隣の岩手県でろうあ者の男性で樋下という人が、バイクに乗っていた家業が土建の仕事をしていまして、トラックなど仕事のために何度も無免許運転をするので、警察から「今度無免許で運転したら、刑務所におち込むぞ！」といわれたそうで、「なんとか免許を認めてもらう活動をしてほしい」と連盟に申し出がありました。そのときに松本氏が司法試験に合格して、弁護士の資格を取った頃でした。そこでろうあ者の運転免許を認めて欲しいと裁判所に訴えを起こしました。地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所と段階がありますが、全ての裁判所から認めてもらえませんでした。そのころまだ裁判で争うための技術がなかったからです。イデオロギー（世論）に訴えるということがまだできませんでした。聴者は「聞こえない者が運転をしたらあぶない、事故を起こしたらどうなるんだ、誰が責任をとるんだ」などと言いました。ろうあ者の要求は正しいが、昭和40年ごろまではイデオロギーが低かったのです。障害者が免許をとるなんて生意気だ、ということで裁判所も認めてくれませんでした。

5年間戦った結果、道路交通法88条の改正は認めないが条件付きで（補聴器装着し、10m離れたところから90ホーンのクラクションを3回ならして、聞こえるという反応をみせて、聞こえていると認められた者には）免許を与えるというものでした。3年前88条はなくなったのに、この条件だけは残っています、全ろうの人は免許をとれません。が全ろうでも免許を持っている人はたくさんいます。ごまかす方法はたくさんあります。補聴器を使ってもだめなときにはポケットの中に何かを入れて、その振動で音を感じたりできます。わたしもごまかしてなんとか免許をとりました。今後、補聴器の条件を必ずなくしてもらおうよう、どんなに歳をとってもがんばります。

差別撤廃のための75～89年までの間の戦いは「準禁治産者」の項目撤廃です。「準禁治産者」は服役中の人と同じ扱いです、耳の聞こえないもの、口のきけないもの、目の見えないもの、もこれに準ずるので、銀行にいったお金を借してほしいと、ローンを申し込みについても、貸してもらえませんでした。あなたは準禁治産者です、お金を貸しても、返済責任を負えないので返してもらえなくても文句が言えないので、貸すことができません。つまりお金を返す力がないとみな

されたのです。長い戦いの結果準禁治産者からろうあ者がはずされ、今では銀行から自由にお金を借りることができるようになりました。

昭和50年頃、私は家を建てたいと思って、銀行に通訳者をともなって行きました。マンションを買いたいので450万円(今の1500万円位)を借りようと思いました。窓口で「あなたは耳が聞こえないですね?」ときかれ、上司と相談しますと言われました。相談後、六法全書をもってきて、あなたはローンが組めませんよという、なぜかと問うと、六法全書にろうあ者は準禁治産者だと書いてあるのでお断りしました。「私は準禁治産者なんですか?」私はたいへん腹をたてました。「私は東京都の公務員をしております。公務員になるには条件として、準禁治産者ではないことというのがありますよ!その試験を通して公務員の資格を持っているので私は準禁治産者などではない!銀行は私の人権を蹂躪した!」という、銀行側は「ああそうだったんですか」ということでローンを組むことができました。しかし、本来一人ですむ連隊保証人を3人もつけろということです。またわたしは怒り心頭!あたりまえですよ、**「聴者と同じにしろ」**と言いつけました。

結局さんざん話し合っ、二人まで減らしましたが、一人にはできず仕方なく二人つけるところで妥協しましたが、そのかわり聴者の利子の半分してくれと詰め寄りました。お金と、私の人権どちらを大事にするのかと怒って言いました。私はたまたま公務員の仕事を持っていたので立場が保証したので良かったのですが、**聾者はどうだったでしょう**。そのことがあって、連盟に提案しました。全国に呼び掛けて、5万人位の署名を集めまし、国会に提出して銀行のローンを借りられるようにしなくては行けないと通訳を介して国会に訴えました。その時の通訳者はこの前亡くなられた貞広邦彦さんでした。ローンの差別問題の他にも認められない差別の問題はたくさんありました。

4つめは「公正証書」民法969条の問題です。みなさんは遺言を書いたことがありますか?まだ若いですねえ。差別法案撤回運動が進み、2001年に薬事法から聾者という項目がなくなりました。早瀬久美さんと言う方が薬剤師の免許を取る事ができたのもこの運動のおかげです。戦争前の社会と言うと、生活のために働くので精一杯でした。

昭和40年代になると、暮らせるだけの給料をとれるようになり、権利要求運動も少しづつではありますが変化が見られるようになりました。大きな変化ではありませんが変化し始めていました。

みなさん(参加者)は20~40代の方がほとんどですね、ろうあ連盟には入っていますか?青年部、女性部、老壮年部がありますよね、昭和40年代、ろうあ者の権利要求運動の牽引役となったのが青年部でした。逆に今やろうあ運動の足を引っ張っているのが青年部です、青年部に入る人も年々減ってきています。昭和40年頃ろうあ運動の集會に集まってくる人は400~500人いました。それが今は良くて200人、悪ければ150人程まで大幅に減っています。なぜかと言うと昔と違って今は聾者が大企業に入れますよね、給料もそれなりにとれますし、免許もとれますし、情報も沢山入ってくる。差別も以前にくらべればありません。以前は会社に入っても、周りから「ばか」「あほ」といわれ呼ばれる時はものを投げられる始末でした。いまはそんな事はないですね。表向きは差別もなく平等な生活ができるようになったので、「ろうあ運動なんて面倒だ、それよりも遊びに行きたい」という『運動離れ』が起こっています。このような勉強をする機会も少ないので仕方がないのですが、このように歴史を学ぶのは、一緒に運動していかなければ行けないんだと気づくために良い機会だと思います。

先ほど法律改正の話をしました。誰が法律改正をするのでしょうか。それは国会です、国会だけが法律改正をする権限を持っています。前に民法969条改正の時、法務長官が法律を間違ひなく改正します。と確約した時も、私達はもろてをあげて喜ばませんでした、喜び半分といったところでした、なぜだかわかりますか?法務省では認められても国会で認められないかもしれないからです。民法改正の権限は国会にあり、改正の時にどのようにして改正されるのかという。

通訳者ということばを載せるべきか手話通訳者と言う言葉かどちらが良いと思いますか？法務省では条文として、ろうあ者なら手話通訳者でいいだろうという意見でしたが、私達日本ろうあ連盟と手話通訳士協会とで話し合った結果、手話通訳と言う言葉ではなく、通訳者ということばが良いという結論で申請しました。法務省としては手話通訳者だといわれました、でも石黒氏のような触手話を使う盲ろうの人はどうなるんでしょう。筆記での通訳はどうなりますか？在日の外国のろうあ者なら、例えば英語を日本語に訳す通訳も必要でしょう。ですから通訳者と言う言葉にしておけば、どんな場合でも対応できますと申請したところ、「なるほど」といわれました。しかし問題もあります法律の改正案を審議して国会で承認するには、『法制審議会』というところで、有名大学の教授など学識経験者や法律の専門家が三十人ぐらい委員になって審議するのですが、この申請をした時、ろうあ連盟として国会で意見を述べ、ひとつひとつ質問され、答えられなければ認められないのです。そこでも「手話通訳者」という言葉を認めるか「通訳者」という言葉を認めているところはあるか、世界各国での例があるか捜せ！といわれたので、世界ろうあ連盟に問い合わせてみたところ、世界中で一ヶ国だけドイツにありました、しかしろうあ者の場合通訳を伴う事を認めるということで、資料を送ってもらい、見てみましたがだめでした。なぜならドイツは口話主義国だからです、フランスは手話主義国なのですが。ですから、ドイツの法律では口話筆記できるろうあ者の場合通訳は認めない、口話も筆記も苦手な人へのみ手話通訳をみとめる事はできると二つにハッキリ別れています。法務省もドイツ方式にしようと考えていました。

法制審議会の委員はみな60～80才のじいさんばあさんで頑固な人たちばかり。前例があれば認めるが、前例のない、世界で始めてというような改正はできないというのです。審議をのばしにのばされ、3年もかかりました。一生懸命日本ろうあ連盟と手話通訳士協会と一緒に法律関係の手話を新しく作るために相談し、きちんと通訳ができるかどうか、書いた分厚い資料を持って審議会で説明し、やっと認めてもらう事ができました。どのような内容に変えるのか最後まで見届けなくてはいけません、大臣が認めてもまだ完全ではありません。通訳者とのつていれば、通訳、希望があれば筆記通訳も認めると条文にのせなければいけません、待っていてはだめ、戦わなければいけないのです。

日本のお聾者の歴史についてお話しします。私はいろいろな資料を集めたりして日本の聾者の歴史について調べております。日本で聾歴史学を調べはじめたのは私が最初です。大学の卒論で、聾者の歴史を調べる事を教授に言ったところ、ぜんぜん認めてくれませんでした。先生方も聾者の歴史について全く知らない。私は静岡大学「古代史」の専門の先生がろうあ者の差別問題について古代から現代までの歴史をいろいろと調べた結果、理論で教授を負かしました。差別の歴史をごまかして無かった事にするのではなく、聾者の歴史も聴者の歴史と同じように残さなければなりませんし、それと同じように手話の歴史もいろいろ調べてみました、それについてお話しします。「遊ぶ」という手話があります。だんごをこねて丸めるような手話で「遊ぶ」、耳の横で人さし指をたて前後に交互に振る「遊ぶ」などの表現のしかたがあります。

大正時代頃の歴史を調べてみますと、男の子の遊びかた、女の子の遊び方、大人の遊び方と3通りありました、昔の男の子の遊びといえばちゃんばらがあります。今はゲームばかりですがね。「ちゃんばら」「たけうま」などで遊びました。女の子の遊びは「なわとび」ですね。大人の遊びはなんでしょう、「編み物」？は無いです、今のようにカラオケなどありませんから、みんなでお膳を囲んで飲み交わし茶わんを箸でたたいて音頭をとって歌を歌い踊りを踊った、これらすべての遊びの様子に両手で指文字の「ひ」を表した形が共通することを聾者が見ていて、『遊び』という手話の表現作ったのです。昔は『手話』という言葉は無かったです。「てまね」「さるまね」といっていました。

国語の辞書に『手話』ということばが登場するのは昭和43年からです。それまでは手話と言う

言葉はありません聾者の遊ぶという手話をみて、その頃の暮らしがわかります。『もてあます』という言葉を知っていますか？右手で何かを掴んで、左手はその下を支えるようにして、ぐるぐる回しますね、お土産のような手話ですが顔は要らないという顔です。これは大正時代の生活の様子をろうあ者が見て作ったものです何を持っているかと言うと『子猫』です。大正時代にはたいがい天井裏にねずみがいたので、どこの家でも猫を飼っていました。でも子どもをたくさん産んでしまうので、「あまた産まれた」その子猫の首根っこをつかみお尻を持ち上げて、あちらの家でも「だれか、猫は要りませんか」「要らんよ」こちらの家でも「猫をもらってください」「いません」と、いう様子を聾者がみていて、『もてあます』という手話のできたのです。手話を作るのはばかにはできません、きちんとものごとを見ているのです。

ろう学校では、手話はいけません、手話をするとはかになります、といわれたものですが、ばかなのはそんな事を言うろう学校の先生です。歴史を守るためには、聾者の人権を守る事が必要です。歴史をしっかりとみて、それをみんなに伝え広めていく事が大切です。

『人権』ということばをみるとどういうイメージを持ちますか？「平等」「立場を考える」『聾』というのとはすこし離れて、ひらがなで『ろう』と文字を見て皆さんどんなイメージを持ちますか。『聾』分かりますが、それ以外に『ろう』と文字をみてどんなイメージをもちますか。たとえば労働のろう、とかほかに、老人の『老』コンビニのローソンの「ろう」というイメージをもったのですね、ろーめんの「ろう」、ほかに「ろう」という言葉は沢山ありますよ。『ろう(そく)』。ほかに、牢獄の『牢』、いままでは暗いイメージのものが多いですが、明るいイメージのものはありますか？『朗』明るい。浪人の『浪』もあるよね、ほかに？廊下の『廊』、ほかに、『狼』や『漏』もある。仕事の『労』『老』『牢』『朗』『浪』『廊』、廊下と言えば、バケツをもってたたされたりする廊下。漏らすの『漏』、狼の『狼』、良いイメージというのは少ないですね。

『朗』だけですね。聾者のろうというのは暗いイメージなのか。みなさんはどうですか？自分が聾者だから性格も暗いと思いますか？それとも、そんなこと気にしない、明るいとおもいますか？このようなお話をするのはなぜかと言いますと、ろうと言えば聴覚障害者とおなじですね、けれども私達聾者は生まれつき耳が聞こえなかったり、5、6才の小さなころに失聴したりするので聞こえる経験が少ないですよ、聞こえないということが当たり前になっていますよね、もし突然20才30才のときに聞こえなくなったとしたら、聞こえていた経験が長いですから、聞いたり、電話をしたり、話をしたり、音楽をきいたり、聞くという楽しさを知っています。けれど突然聞こえないと言う状況に変わってしまったとしたら、いままでの友だちがいなくなったり、電話ができなくなったり、家族や仕事でも苦しい思いをしますよね、生まれつき聾者の場合は聞こえないことは平気ですから明るいですよ。20才30才とかで突然聞こえなくなった人たちは沢山の苦しみを抱え黙ってしまひ、暗くなってしまひ人が多いのです。また70、80才になって耳が遠くなったひとたちは自分が聞こえなくなったとは感じていません。歳をとったから仕方ないという諦めの気持ちがあるのです。聾といってもいろいろな方がいますので、相談やサポートの仕方も違うのです。

今まで、35年間相談員をやってきましたが、みんな違うやり方で相談にのってきました。相談の中で同じようなことは何かと言いますと、『聾者』と何か？という説明がみんな下手だということ。みなさんお自分が聞こえないということを2分位で分かりやすく説明してくださいと言われたら、いえますか？自分の障害の特徴を2分位でみんなが納得できるようにはっきりわかりやすく説明できますか？そういう訓練が必要なんです。